

# 令和7年度いわき市木づかい住宅ポイント事業募集要領

いわき市農林水産部林業振興課

## 1 趣 旨

この事業は、いわき市産木材の積極的な利用の促進により、いわき市の森林・林業・木材産業や住宅産業などの地域経済の活性化や、いわき市の豊かな資源である森林の持つ多面的機能への理解を深めるきっかけづくりとすることを目的として、いわき市産木材を使用して木造住宅の建設等を行う建築主等に対して、市産品（農林水産物、加工食品、木製品等）や市内の飲食店及び施設の利用券等と交換可能なポイントを交付するものです。

## 2 用語の定義

### (1) 木造住宅

土台、柱、梁、桁、小屋組など主要な構造部材の全てが木材でできている住宅（軸組工法以外も含む）。

### (2) 建築等

木造住宅の新築、増改築または購入。

### (3) 建築主等

木造住宅の新築、増改築の発注者または購入者。

### (4) 市産木材

いわき市内の森林から生産され、かつ、いわき市内で製材、加工された木材。

### (5) 完了日

次により住宅の建設等の完了が確認できる日。

- ① 新築、増改築の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条に基づく検査済証の交付日。検査の申請が不要な地域又は規模の場合は、建築主への引き渡し日（②において同じ）。
- ② 購入の場合は、契約日。契約日が建築基準法第7条に基づく検査済証の交付日以前の場合は、交付日。

### (6) 森林認証材

森林認証制度により森林の管理や経営が適切であることを認証された、市内の森林から生産された木材。認証機関は森林管理協議会（F S C）、森林認証プログラム（P E F C）、一般社団法人緑の循環認証会議（S G E C）に限る。

## 3 ポイント交付の要件

ポイントの交付を受けることができる方は、次の要件を全て満たす木造住宅の建築等を行う建築主等とします。

- ① 次のいずれかの要件を満たすもの。
- ア いわき市内に自ら居住するための住宅であること。
- イ いわき市内で所有し使用する目的の住宅であること。
- ② 施工業者の主たる営業所はいわき市内にあること。
- ③ 令和7年3月1日以降に完成している住宅であること。
- ④ 主要構造材（柱・梁・桁・土台）及び間柱（厚さ27mm以上）、内装材（天井、内壁、床等）及び外装材（軒天、外壁等）において、次表に定める量以上のいわき市産木材を使用している住宅であること（木杭を用いて地盤補強を行う場合は、木杭を含めることができる）。

| 延 べ 面 積                                     | 使用する市産木材の量       |
|---------------------------------------------|------------------|
| 80 m <sup>2</sup> 未満                        | 4 m <sup>3</sup> |
| 80 m <sup>2</sup> 以上 95 m <sup>2</sup> 未満   | 5 m <sup>3</sup> |
| 95 m <sup>2</sup> 以上 110 m <sup>2</sup> 未満  | 6 m <sup>3</sup> |
| 110 m <sup>2</sup> 以上 125 m <sup>2</sup> 未満 | 7 m <sup>3</sup> |
| 125 m <sup>2</sup> 以上                       | 8 m <sup>3</sup> |

- ⑤ 建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること。
- ⑥ 世帯員のいずれも過去に本事業によるポイントの交付を受けていないこと。
- ⑦ 市税の滞納がないこと。

#### 4 交付ポイント数

- ① 1件当たり20万ポイント（1ポイント1円相当）
- ② 市産木材必要量の2分の1以上が森林認証材である場合、交付ポイント数に10万ポイントを加算する。
- ※ 上限50件（1世帯1件）に達するか、予算がなくなり次第終了となります。

#### 5 ポイント交付申請の手続き

##### (1) 申請期間

令和7年7月～令和8年2月（郵送の場合、必着）

※詳細な申請期間はスケジュールを考慮し、決まり次第周知します。

##### (2) 申請方法

所定の申請書を作成し、いわき市農林水産部林業振興課へ郵送又は持参（本庁4階）により提出してください。

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市農林水産部林業振興課

電 話 0246-22-1181（直通）

F A X 0246-22-1129

E-mail ringyoshinko@city.iwaki.lg.jp

### (3) 申請書類

「いわき市木づかい住宅ポイント事業 ポイント交付申請書（様式1）」

「申請書類チェックシート」

#### 【添付書類】

- ・ いわき市産木材証明書の写し（様式2）
  - ※ 証明機関（木材生産者、木材市場、製材・加工業者及びこれらの者で構成されている組合等）の証明を受けたものであること。
  - ※ 森林認証材を使用した場合は、当該木材が森林認証材であることを証明する認証書及び伝票の写しを併せて添付する。
  - ※ 申請者自身が所有している山林の木材を使用して、申請者自身が伐採、製材・加工、住宅建築の全てを行った場合、いわき市産木材証明書の代わるものとして、伐採適合通知の写し、作業経過がわかる写真、完了写真などが必要となります（この場合、林業振興課が現地調査を行う場合があります）。
- ・ 工事契約書等の写し又は売買契約書の写し
- ・ 建築基準法第6条に基づく確認済証の写し（建築確認申請が不要な地域又は規模の場合は、同法第15条の建築工事届の写し）
- ・ 建築基準法第7条の検査済証の写し（建築確認申請が不要な地域又は規模の場合は、工事完成日が確認できる引渡書等の写し）
- ・ 併用住宅の場合、住宅部分が明記されている平面図等
- ・ 工事完成写真（様式3-1）、主要構造材（施工時）写真（様式3-2）
- ・ 施工業者の主たる営業所の所在地が確認できる書類の写し（「（商業）登記事項証明書」又は「建設業許可証及び建設業許可申請書」等）
- ・ 【ポイント交付の要件①アに該当する場合】  
住民票（世帯全員の写し）
- ・ 【ポイント交付の要件①イに該当する場合】  
建物登記事項全部証明書（建物登記簿謄本）
- ・ 市税納税証明書（共有名義の場合、共有者全員分）
  - ※ 市税納税証明請求書に証明を受けるには、別途、税務証明書交付申請書（第48号様式）も作成して提出する必要があります。詳しくは、いわき市ホームページ「納税証明書の申請について」を御覧ください。
- ・ 委任状（共有名義で共有者代表を選任して申請する場合）

### (4) 申請する際の留意事項

- ・ ポイント交付申請は、対象住宅1棟（1世帯）につき1回限りです。
- ・ 交付申請は、木造住宅の建設等の完了日以降となります。
- ・ 先着順にて受付し、申請内容を審査したうえで、ポイント交付決定通知書を申請者へお送りします。
- ・ ポイント交付総数が予算枠に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了します。受付の終了は、ホームページ等でお知らせします。

- ・ ポイント交付申請と交換申請は、同時に行うことができます。

## 6 ポイント交換申請の手続き

### (1) 申請期間

令和7年7月～令和8年2月（郵送の場合、必着）

※詳細な申請期間はスケジュールを考慮し、決まり次第周知します。

### (2) 申請方法

所定の申請書を作成し、いわき市農林水産部林業振興課へ郵送又は持参（本庁4階）により提出してください。

### (3) 申請書類

「いわき市木づかい住宅ポイント事業 ポイント交換申請書（様式4）」

### (4) 交換商品

いわき産の農林水産物及び食品、いわき湯本温泉などの市内施設の宿泊券及び利用券、木製品等の商品。

※ 交換商品は、いわき市農林水産部林業振興課ホームページに掲載するほか、林業振興課及び各支所窓口に備え付けるカタログに掲載します。

※ 金券類（「10,000 円分」など金額の記載があるもの）は交付ポイントの半分以上を上限とします。

### (5) 交換商品の選択条件

- ・ 交換商品カタログに掲載されているものに限り、交付ポイントを上限として、ポイント数に応じた複数の商品が選択可能となります。
- ・ 交付ポイントを超える商品を選択した場合、差額は自己負担となりますので、御注意ください。

### (6) 申請する際の留意事項

- ・ 商品の交換申請は、交付決定ポイントを複数回（4回まで）に分けて申請することが可能です。
- ・ 申請期限までに申請されなかったポイント数は無効となりますので、御注意ください。
- ・ 一度交換申請された商品は、他の商品に変更することはできません（申請した商品に欠品等が生じた場合を除く）。

## 7 資料の入手先

いわき市農林水産部林業振興課のホームページ（<http://www.city.iwaki.lg.jp/>）、林業振興課及び各支所窓口。

## 8 問い合わせ先

いわき市農林水産部林業振興課 電話 0246-22-1181（直通）